

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第5項の規定に基づき、山口市老人福祉館(以下「老人福祉館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 老人福祉館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山口市老人福祉館	山口市下堅小路254番地

(事業)

第3条 老人福祉館は、次に掲げる事業を行う。

(1) 生活相談及び健康相談に関すること。

(2) 生業及び就労の指導に関すること。

(3) 機能回復訓練に関すること。

(4) 教養の向上及びレクリエーションに関すること。

(5) 老人クラブの育成に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、老人福祉館の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(管理)

第4条 老人福祉館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第10条に規定する利用の許可、第11条に規定する利用の制限、第12条に規定する利用許可の取消し等及び第19条に規定する原状回復の義務に関すること。

(2) 第14条に規定する利用料金の徴収、第15条に規定する利用料金の減免及び第16条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関すること。

(3) 老人福祉館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第3条に規定する事業の運営に関して市長が必要と認めること。

(指定管理者の管理指定期間)

第6条 指定管理者が老人福祉館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当日)から起算して5年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

2 市長が、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、次に指定された指定管理者が老人福祉館の管理を行う期間は、前項の規定にかかわらず、管理を開始した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(休館日等)

第7条 老人福祉館は、次に掲げる日を休館とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(こどもの日及び敬老の日を除く。)

(3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用時間)

第8条 老人福祉館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用者の範囲)

第9条 老人福祉館を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に居住するおおむね60歳以上の者

(2) 山口市の福祉に係る団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(利用の許可)

第10条 老人福祉館を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、老人福祉館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認められるときは、老人福祉館の施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれのあるとき。
- (3) [前2号](#)に掲げる場合のほか、管理運営上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。この場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(利用料金)

第13条 市長は、[地方自治法第244条の2第8項](#)の規定により、適当と認めるときは、指定管理者に老人福祉館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金は、[別表](#)に定める基準額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。ただし、当該指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも同様とする。
- 3 市長は、[前項](#)の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(利用料金の徴収)

第14条 利用者は、[前条](#)の利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、後納させることができる。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用者の義務)

第17条 利用者は、老人福祉館の利用期間中、施設及び附属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第18条 利用者は、利用許可の目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第19条 利用者は、老人福祉館の利用を終了したとき、又は[第12条](#)の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 利用者が[前項](#)の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを行い、その費用を当該利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第20条 利用者は、故意若しくは過失により、施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の老人福祉施設条例(昭和43年山口市条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(特例措置)

- 3 平成17年10月1日から平成19年3月31日までの間は、社会福祉法人山口市社会福祉協議会を[第4条](#)の規定により指定した指定管理者とする。

附 則(平成24年6月28日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山口市老人福祉館設置及び管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月19日条例第58号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
附 則(平成27年6月25日条例第42号)
この条例は、平成28年4月1日から施行する。
附 則(平成31年3月14日条例第1号)抄
(施行期日)
1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
別表(第13条関係)

種別	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
集会室	(840円) 2,090円	(840円) 2,090円	(1,050円) 2,620円
講座室	(330円) 840円	(330円) 840円	(420円) 1,050円
図書室	(330円) 840円	(330円) 840円	(420円) 1,050円
娯楽室	(330円) 840円	(330円) 840円	(420円) 1,050円

備考

- 1 利用時間がこの表に定める時間区分に満たないときの利用料金は、当該時間区分の利用料金の額とする。
2 利用時間区分帯を2欄以上にわたって利用する場合の利用料金は、それぞれの利用料金を合算した額とする。
3 冷暖房を使用する場合の利用料金は、上段()書の冷暖房利用料金を加算した額とする。